

滝川市農業振興基金事業の見直しについて

1 見直しの目的

要綱に規定されている基金事業は、本基金を設置してから28年が経過し、現在の地域の状況に合わない取組みもあることから、対象とする基金事業の見直しを行うもの。

2 見直しの考え方

○基金事業のうち、特定の事業名で規定されている事業で改廃等されているものを統廃合

3 見直しに向けた行程

令和2年6月30日 第1回基金運用会議において、見直しに向けた方向性協議（承認）
～8月31日まで 見直しに対する各団体からの提案とりまとめ
～令和3年2月まで 事務局において、基金事業見直し案を検討

4 見直しの内容 詳細は別紙のとおり

(1) 農業担い手の育成確保

○「青年農業賞」は、平成17年以降授与の実績がないことなどを踏まえて廃止

※関連する「滝川市青年農業賞表彰要領」を廃止

○「花嫁、花婿の確保」は、農業分野のみの課題ではなく、近年、他分野も含めた取組みが検討されていることから、「その他、農業振興のために特に必要な事業」に含めることとし統合

(2) 高齢者能力の活用

○「シルバー園芸援農隊の設置及び活動促進」及び「農村伝統文化の継承」は取組実績がないことから廃止

(3) 農業団体の育成

○「農事研究団体の活動強化」及び「農産加工研究団体の活動強化」については、直近の取組実績がないことから、「青年・婦人団体の活動強化」に含めることとし統合

(4) 各種協議会の費用負担

○令和2年度で営農振興対策連絡協議会が滝川市農業再生協議会に統合されたことに伴い、支援対象とする協議会を滝川市農業再生協議会に変更

(5) その他

○表現の修正

5 見直しに向けた今後の取りすすめ

令和3年3月23日 第2回基金運用会議において、見直し案に対する協議・決定
令和3年度中 滝川市農業振興基金運用会議設置要綱及び関連要綱の改廃

滝川市農業振興基金運営会議設置要綱 別表第1 (第3条関係)

◎基金事業

事業名	内容
1. 農業担い手の育成確保	(1)道内、道外、海外の先進地研修派遣 (2)青年農業賞の授与 (3)花嫁、花婿の確保 (4)新規学卒者等の就農誘致促進 (5)滝川農業塾の運営
2. 高齢者能力の活用	(1)シルバー園芸援農隊の設置及び活動促進 (2)農村伝統文化の継承
3. 農業団体の育成	(1)青年及び婦人団体の活動強化 (2)生産組織の強化 (3)農事研究団体の活動強化 (4)農産加工研究団体の活動強化
4. 農業研修講座の開催	(1)農業一般 (2)野菜、果樹、花き等部門別
5. 都市との交流	札幌市、栃木市、名護市、東京他
6. イベントの開催	農業まつり他
7. 各種協議会の費用負担	営農振興対策連絡協議会
8. その他、農業振興のため特に必要な事業	

内容(案)
(1)道内、道外、海外の先進地研修派遣 (2)新規学卒者等の就農促進及び育成 (3)滝川農業塾の運営
※「青年農業賞の授与」は廃止 ※「花嫁、花婿の確保」は、「その他、農業振興のために特に必要な事業」に移行
※廃止
(1)青年及び女性団体等の活動強化 (2)生産組織の強化
※「農事研究団体の活動強化」「農産加工研究団体の活動強化」は、「青年及び女性団体等の活動強化」として統合
(1)農業一般 (2)野菜、果樹、花き等部門別
札幌市、栃木市、名護市、東京他
農業まつり他
滝川市農業再生協議会

